

大学入試制度等の改善へ！ －日高教本部による大学入試室要請を実施－

9月14日、日高教は、文部科学省大学入試室要請を実施した。要請では、情報科教員の全校配置、調査書作成に係る事務負担の軽減、大学入学者選抜における推薦書の様式の統一化、奨学金による経済的負担の軽減に向けた施策について、現場の状況を伝えながら要望を行った。日高教からは、小黑教文委員(栃木)をはじめ各県教文部長及び日高教中執の合計16名が参加した。文科省からは、初等中等教育局参事官(デジタル学習基盤担当)付情報教育振興第二係長、高等教育局大学振興課大学入試室室長補佐、高等教育局学生支援課奨学事業係長併奨学制度改革係長、初等中等教育局教育職員政策課企画係長が対応した。要請の概要は次のとおりである。



大学入試室要請の様子

2. 高校教育の実態に鑑み、大学入学共通テストにおける適切な難易度の設定や科目間の公平性を担保するとともに、必要な指導体制を確立するため、以下の対応をされたい。

(8) 情報科教員について、すべての高等学校及び中等教育学校へ確実に配置となるよう、必要な予算を確保されたい。

文科省:文科省の調査によると、令和7年度の公立高等学校情報科担当教員の採用、配置等に関する状況については、担当教員の4,389名のうち144名が、臨時免許状授与または免許外教科の許可を受けた先生である。令和6年度調査と比べると、一部の自治体では改善は見られたものの、依然として全国的な状況の改善には至っていないと認識している。文科省としては、改善の遅れが見られる教育委員会に対して、引き続き改善を促していきたい。あわせて、情報科担当教員の指導力向上に資するよう、文科省が高等学校情報科に関する情報提供等を目的として開設した特設ページにおいても研修等に役立つ授業実践解説や動画、実践事例等を提供している。これらを通じて、引き続き個々の先生方の指導力向上に取り組んでいただくよう、各教育委員会等に対して働きかけをしていきたい。また現在、中教審において学習指導要領改訂の議論が進んでいる。重要な論点の1つが、情報活用能力の抜本的向上である。小中学校で創設される総合的な学習の時間における情報の領域や中学校の情報技術科、これらの系統性を踏まえ、高等学校情報科の内容も更に充実させる方向で検討が進められている。こうした改革を支える指導体制を、国が責任を持って整備していくよう、学習指導要領改訂を待たずに条件整備に着手している。さらに令和9年度文科省概算要求において、高等学校の先生方の指導力向上に向けた研修の充実・支援などを盛り込んでいる。引き続き様々な施策を通じて、情報科教員の支援を通じた高等学校・中等教育学校情報科の一層の充実に努めていきたい。

日高教:令和8年度大学入試共通テストでは、「情報Ⅰ」を全国で30万人を超える生徒が受験した。多くの生徒にとって情報科は大学進学に直接関わる教科となっている。一方、すべての学校で情報を専門とする教員から指導を受けられる状況には至っていないのが現状である。情報の免許を持たない教員が担当する場合だけでなく、情報の免許は持っていないが、数学や理科など情報以外を本来の専門とする教員が情報科を兼任している学校もある。その結果、担当教員に教材研究や入試対策の負担が生じ、本来の専門教科の授業にも弊害が生じている。また、生徒の立場から見れば、情報を専門とする教員の指導を受けられる学校とそうでない学校との間で授業内容や入試対策に差が生じ、不公平感を持つ恐れがある。文科省が7月30日時点で示した「情報活用能力の抜本的向上を支える指導体制改善プラン」では、令和10年度までに情報科担当教員における臨時免許状所有者と免許外教科担任をゼロにする目標が掲げられている。この目標を確実に達成することに加え、単に免許状を持つ教員を確保するだけでなく、情報科を専門とする教員をすべての高等学校及び中等教育学校へ配置することが必要である。そのため、各都道府県における情報科教員の配置状況、兼任状況及び採用状況を継続的に把握して公表するとともに、計画的な採用と配置を可能にする教員、教職員定数の改善及び必要な予算の確保をお願いしたい。あわせて、令和10年度までの目標達成に向け、現在の高校情報科の今後の改善をどのような工程で進めていくのか、伺いたい。

文科省:「情報活用能力の抜本的向上を支える指導体制改善プラン」については、令和10年度までに、中学校技術科の先生方も含めて、高等学校の情報科の先生方においても臨免や免許外の先生方をゼロにする改善プランとなっている。それに伴い、ロードマップとして工程表を改善プランとともに掲載・公表している。ご指摘のとおり、都道府県教育委員会の免許を担当する部署の方々や都道府県教育委員会と指定都市との連携を図り、実態調査と把握・公表を推進するとともに、好事例の周知や臨免・免許外をゼロにする取り組みの周知に努めていきたい。令和10年度までに情報活用能力の抜本的向上として、高等学校の学習内容がより高度化されていく点も、次期学習指導要領の改訂の議論のなかにあるため、指導体制について強化していけるよう、取り組みを引き続き進めていきたい。

3. 高等学校教員の過度な事務負担を軽減して円滑な高大接続を実現するため、以下の対応をされたい。

(1) 大学入学者選抜における「調査書」に関しては、令和9年度大学入学者選抜実施要項を踏まえ、真に大学側において必要な内容へと精選するとともに、高等学校側の過度な事務負担とならないよう、業務改善に資する適切な指導を各大学に行われたい。

文科省:調査書については、指導要録にもとづき作成する原則があるが、学校現場の働き方改革や教員の負担軽減の観点も踏まえ、平成31年3月に示された現在の高等学校の指導要録の参考様式について、簡素化された部分との整合性を取る方向で見直しを行い、令和7年度入学者用の調査書から表裏1枚に収めるなどの改正を行ったところである。

日高教:少しずつ簡略化はされているが、現在も現場では大学側が求める記載内容の肥大化や、活用度が不透明な情報作成に多大な労力が費やされている。また、作成・点検作業が教員の業務を圧迫している現状にある。教育DX及び手続きの簡素化・標準化の観点からも、真に選考に必要な情報となるよう記載項目を精選するとともに、高校現場に過度な業務負担をかけないよう統一的な運用の徹底及びデジタル化の推進に向け、各大学に対する適切な指導や周知をお願いしたい。実際に、都道府県によって40字3行程度で済んでいるところもあれば、600字程度記載しているところもある。ベテランの担任の先生からすると「もっと書きたい」ということで、システム会社に問い合わせる文字数を増やしているケースも見られ、「これしか書かなくていい」というような指示がないことによる不透明さがゆえに、業務が肥大化してしまっているような状況にある。そちらを統一できるよう、各大学に指導や周知をお願いしたい。また、就職用の調査書は公印が不要となっているが、進学用は未だ記載責任者と学校長の印が必要な現状がある。就職用が不要になったということは、進学用も簡略化できるのではないかと考える。学校によって手続きの負担もあるため、ぜひ公印の使用を簡略化するような指導もお願いしたい。

日高教:文字数については、指導上参考となる諸事項の部分を目指していた。その部分は学年ごとに分かれており、各都道府県で採用している統合型校務支援システムによって、文字数の制限がない場合もあれば、逆に制限があることで簡略化できている状況となっている。都道府県によって記載できる文字数の差が生じている現状が課題となっている。大学側ではシステムの事情を把握していないと思われるため、大学側の受け手によって評価に差が生じる恐れもある。指導要録にもとづき、例えば「何文字程度」といった形で、ある程度統一された文字数となるよう、検討いただきたい。

文科省:調査書は指導要録にもとづいて原則作成することになっているため、文字数の対応については今後検討していきたい。調査書の公印については、大学入学者選抜協議会で議論をしており、毎年必要な改定を行っているところである。高校の関係者などから業務の負担軽減等の観点なども踏まえてご意見等をいただき、そのなかで合意が得られれば、改善や取り組みが進む部分も出てくると考えている。

(4) 大学等から各高等学校に通知される学校推薦型選抜における指定校推薦書の様式については、生徒への伝達を確実にすること、高等学校教員の業務負担を軽減する観点から、厚労省で実施している高卒求人票のように全国統一した書式を策定・導入されたい。

文科省:推薦書をどのように活用するかについては、各大学がアドミッション・ポリシーにもとづいて判断するものであるが、生徒の学習歴や活動歴を踏まえた学力の三要素に関する評価などの記載が求められている推薦書については、高等学校における学習や多様な活動等に関する評価が充実するよう求める資料であることから、推薦書の作成については、引き続き理解と協力をお願いしたい。また、昨年度のご指摘を踏まえ、求人票等の一括管理システムを運営している事業者に対してヒアリングを行ったところ、大学の募集要項についても対応ができるか検討しているとのことである。

日高教:大学によって推薦書の様式が異なっており、ボリュームや中身が全く異なることがある。また、学校が提出する調査書等と重複しているケースもあるため、重複しないような、あるいは統一された様式があるとありがたい。

文科省:大学のなかでも学部・学科単位で異なる形式で募集をしているという実態もあり、大学それぞれの考え方もあるため、推薦書の様式に関しては、昨年度から参考様式として示しているところである。指定校推薦の場合、評定やどのような学生を求めるのか各大学によって異なるため、統一化に関しては難しいと感じている。そういった声も踏まえ、各大学向けの説明会なども行っているため、いただいたご意見を紹介することは可能である。過度に先生方の負担を求めることがないよう、より効率的に取り組みや選抜が進められる良質な事例を紹介していきたい。

4. 不測の事態における受験機会の確保と経済的・環境的理由による進学断念のない教育の機会均等を保障するため、以下の措置を講じられたい。

(6) 日本学生支援機構の奨学金について、修士課程修了者に限定することなく、広く教職に就いた際は返済不要とする旧日本育英会の制度を復活させるよう講じられたい。

文科省:昨年度より、教職大学院等を修了したその翌年度から正規採用となる教師を対象に、奨学金の返還支援を開始したところである。また、「骨太の方針 2026」において、奨学金返還支援の学部段階を含むさらなる検討を行うと記載された。さらに、義務標準法の改正法案に対する参議院文教科学委員会の附帯決議において、多様で質の高い教員を安定的に確保するため、教職に就いた者が在学中に交付を受けた奨学金の返還免除制度について、大学院にとどまらず学部段階においても早急に検討を進めることが定められたこと等を踏まえ、文科省としても、学部段階における奨学金の返還支援の検討を進めているところである。令和9年度の概算要求において、教職の魅力化推進事業として、教師のなり手確保と質の向上という両面にわたる喫緊の課題の解決のため、国が都道府県・指定都市を指定し、教職の魅力向上につながる戦略的取り組みを支援するとともに、経済的負担のさらなる軽減等について検討を行うと記載している。そのなかで、教師になった者に係る奨学金の返還や経済的負担のさらなる軽減等について検討を行い、必要な措置を講じると記載しており、令和9年度概算要求においてホームページで公表しているとおり、学部段階の奨学金返還についても引き続き検討を進めていきたい。

日高教:先輩教員から、「自分が学生時代には民間企業にそのような制度はなかったが、もし今の状況なら自分は民間を選ぶ」という声をいただいている。また、愛媛県独自の取り組みとして、半額(上限 153.6 万円)ではあるが奨学金(日本学生支援機構奨学金(第1種・第2種))返済の支援を独自に行っている。ただし、その対象が小学校試験区分合格者に限られていること、新卒者のみであること、上限 30 名であることである。そして本年度の愛媛県の小学校志願倍率は 1.3 倍と昨年度を下回り、その効果は限定的となっている。効果的な制度とするには制限の緩和が必要である。全国的に小学校・中学校・高校・特別支援学校の全校種において教員のなり手不足は待ったなしの状況であるため、教職を志す方々を幅広く支援できる制度となることを望む。制度の周知には時間がかかるため、その決定及び公表はできる限り早急に行っていただきたい。

文科省:年末にかけて行われる予算編成過程において、関係各所と引き続き適切に協議を行い、奨学金返還支援への取り組みが実現できるよう、今後とも検討し、必要な措置を講じていきたい。



追加要請を行う
原田教文委員(福島)



追加要請を行う
小黒教文委員(栃木)



追加要請を行う
水沼中央執行委員(栃木)



追加要請を行う松下
中央執行副委員長(徳島)



追加要請を行う
高橋教文委員(愛媛)